

長財第172号
令和6年3月22日

長浜市議会議長 中川 勇 様

長浜市長 浅見 宣義
(公 印 省 略)

再 議 書

令和5年長浜市議会定例会令和6年3月定例会において、令和6年3月22日に修正議決された議案第2号「令和6年度長浜市一般会計予算」については、次の理由により異議があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定により、再議に付する。

理 由

湖北圏域における病院再編は、市内4病院、湖北医師会、京都大学医学部、滋賀医科大学、日本赤十字社、滋賀県、長浜市の関係者が、再編後の病院の姿を示す病院ビジョンや、診療科並びに病院機能の再編及び指定管理者制度導入に向けた課題の整理と対応方針をまとめていくため、（仮称）湖北圏域病院運営検討協議会（以下、「協議会」という。）において、長浜市病院再編方針に基づいた議論、検討を進める予定としている。また、この議論は、長浜赤十字病院を開設する日本赤十字社と合意のうえに進めることは当然のことであると捉えている。

そして、病院再編の実現のためには、診療科再編と経営一体化の協議を同時に進めなければならないことは協議会での共通理解である。

協議会では、円滑にかつスピード感を持って、さらに深い議論を進めていかなければならない。そのため、診療科集約とそれに伴う施設改修、また経営シミュレーションなどの調査が必要であることから、高度な専門知識と経験を有するコンサルティング業者に病院再編事業支援業務を委託する予算を計上するものである。

滋賀県においては、市の方針を尊重いただき、当該予算に対する補助金の予算の計上とともに協議会の運営にも参画されており、病院再編の議論を財政的、人的支援の両面で支えていただいている。

今回の予算修正案により、病院再編関連予算の大部分が認められず、経営一体化

だけでなく診療科再編の議論も止まることとなり、病院再編が事実上不可能となり得る。このことは、医師派遣を行う両大学、医療行政を担う滋賀県、また重点支援区域選定を行った厚生労働省をはじめとする方々の信頼と期待を大きく裏切ることとなり、この先将来に渡りこの地域の医師確保を困難なものにし、市民にとってこれ以上ない大きな不利益を招くことに他ならない。したがって、今回の予算修正案は、長浜市民の命と健康、そして長浜市の今後のまちづくりの観点からも決して是認できるものではない。

以上のことから、「病院再編事業支援業務委託料」に係る予算39,620千円は減額するべきではないと考え、再議に付するものである。